

香芝市情報公開・個人情報保護審査会規則及び香芝市行政不服審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月15日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第3号

香芝市情報公開・個人情報保護審査会規則及び香芝市行政不服審査会規則の一部を改正する規則

(香芝市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第1条 香芝市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成12年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務部総務課」を「情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事務を所掌する課」に改める。

(香芝市行政不服審査会規則の一部改正)

第2条 香芝市行政不服審査会規則（平成28年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部総務課」を「行政不服審査制度に関する事務を所掌する課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。